

第 7 4 号議案

志木市重度心身障害者医療費支給に関する条例の一部を改正する 条例

志木市重度心身障害者医療費支給に関する条例（昭和 5 2 年志木市条例第 2 0 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 3 号中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 2 5 年政令第 1 5 5 号）第 6 条第 3 項に規定する 1 級の」を「次に掲げる」に改め、同号に次のように加える。

ア 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和 2 5 年政令第 1 5 5 号）第 6 条第 3 項に規定する 1 級の障害

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 6 条第 3 項に規定する 2 級の障害

第 2 条に次の 1 項を加える。

- 4 この条例において「精神通院医療一部負担金」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 8 条第 1 項の指定自立支援医療（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成 1 8 年政令第 1 0 号）第 1 条の 2 第 3 号に規定する精神通院医療に係るものに限る。）を受けたときに要した費用の額から保険給付等の額及び同法第 5 8 条第 1 項の規定により支給された自立支援医療費の額を控除した額をいう。

第 3 条第 1 項第 1 号ア中「（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）」を削る。

第 4 条第 1 項中「重度心身障害者」の次に「（同号アに該当する者に限る。）」を、「の一部負担金」の次に「及び第 2 条第 1 項第 3 号に規定する重度心身障害者（同号イに該当する者に限る。）に係る精神通院医療一部負担金以外の一部負担金」を加える。

第 7 条の見出しを「（受給資格等の確認）」に改め、同条中「より、」

を「より」に、「を提示し」を「の提示その他の方法により受給者であることの確認を受け」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条（見出しを含む。）の改正規定は、同年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の志木市重度心身障害者医療費支給に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に行われる医療について適用する。

令和 7 年 8 月 2 8 日提出

志木市長 香 川 武 文

提 案 理 由

重度心身障害者医療費の支給の対象者の追加等をしたいので、地方自治法第 1 4 条第 1 項の規定により、この案を提出するものである。